

大阪府の省エネ等関連補助金について

1. 令和7年度 省エネ等補助金の概要
2. 令和7年度 中小事業者の対策計画書に基づく
省エネ・再エネ設備の導入支援補助金

2025年4月24日（木曜日）

おおさかスマートエネルギーセンター

（大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課内）



1. 令和7年度 省エネ等補助金の概要

おおさかスマートエネルギーセンターHPに補助金情報を掲載しています。

補助金情報等

	事業名	備考
令和7年度の補助金	令和7年度中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金 脱炭素化と電気料金の削減により経営力強化を図ることを目的として、高効率空調機の導入に必要な経費の一部に対して、補助を行います！	申請受付終了
	中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金^{NEW} 府条例の任意届出制度により届け出た対策計画書に基づき実施する設備更新等に対して、必要な経費の一部に対して補助を行います！	応募書類の受付中
過去の補助金	令和6年度中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金	令和6年度
	中小事業者LED照明導入促進補助金	令和4,5年度
	中小事業者の脱炭素化促進事業	令和4年度
	高機能換気設備等の導入支援補助金	令和2年度

➡ 4月18日に予算額に達したため申請受付を終了

➡ 次ページ参照

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/index.html>

2. 令和7年度中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金

1. 目的

中小事業者の**脱炭素化**と**電気料金の削減による経営力強化**を図ること

予算案：6,000万円

2. 事業概要

対策計画書の届出を行った中小事業者が、この計画書に基づき省エネ設備更新や再エネ設備導入を実施する場合に、設備費の一部を**補助**する。

3. 補助事業の内容

補助対象事業	次のいずれかを満たす事業 (1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を 1%以上 削減 (2) 事業所全体のCO2排出量を年間 1トン-CO2以上 削減
補助対象要件	次の全てを満たす中小事業者 (1) 府内の工場・事業省に係る 対策計画書の届出 を行い、この計画に基づき設備更新等を行う者 (2) 脱炭素経営宣言 を行った者 ※条例で定める特定事業者及び過去に本補助金の交付を受けられた方は 対象外 となります。
補助対象設備	省エネ設備：ユーティリティ設備（空調、コンプレッサー等）、生産設備（工作機関、印刷機等） 再エネ設備：太陽光パネル（定置用蓄電池含む）
補助金額	■省エネ設備、定置用蓄電池：設備費の 3分の1 以内 ■太陽光パネル： 1kWあたり2万円 ★上限額： 300万円（1法人あたりの額）
応募期間	令和7年4月18日（金）～9月30日（火） ※予算がなくなり次第、受付を終了します。

冷凍
冷蔵庫



空調



太陽光
パネル



★詳しくはこちら→



大阪府気候変動対策の推進に関する条例

エネルギーを多量に使用する府内**※特定事業者（大手・中堅企業）**は本条例に基づき**対策計画書を提出**する義務あり

<特定事業者（府内の大手・中堅企業）>



①全ての事業所におけるエネルギー使用量が**合計1,500kL/年以上**の事業者



②フランチャイズチェーンの加盟店を含む全ての事業所におけるエネルギー使用量が**合計1,500kL/年以上**の事業者



③自動車を**30台以上**（タクシー事業者は**75台以上**）使用する事業者

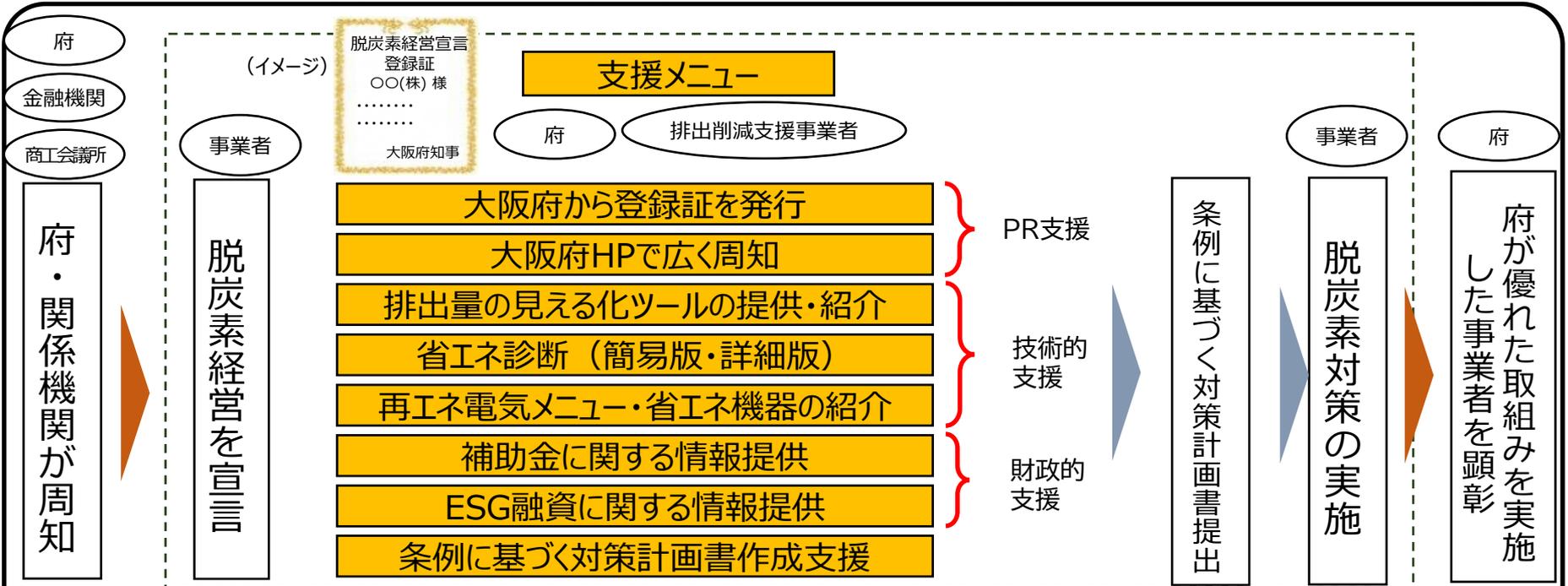
中小事業者の意欲向上を図り、効果的な削減対策を促すため、**特定事業者以外の中小事業者も任意の届出**ができるよう府条例を改定（令和5年4月から施行）



詳しくはこちら！

脱炭素経営宣言登録制度について

➤ 大阪府では、様々な事業者の脱炭素化の取組みを促進するため、脱炭素経営宣言登録制度を創設し、関係機関と連携して事業者における脱炭素経営を支援します。



排出削減支援事業者の一覧

排出量が見える化ツール	省エネ診断	再エネ電気メニュー	省エネ機器	ESG融資
・A株式会社 ・B株式会社 ・	・C株式会社 ・D株式会社 ・	・E株式会社 ・F株式会社 ・	・G株式会社 ・H株式会社 ・	・I銀行 ・J信用金庫 ・

令和7年1月末時点
9,281事業者に宣言
いただきました。

★申請はこちら→



省エネ診断について（参考）

- お金をかけない運用改善や設備更新による省エネ効果を専門家が診断 → 提案
- CO2排出量や削減量（Scope 1とScope 2）も算定

《提案例》

- 照明…間引きと不要時の消灯（運用改善）
蛍光灯等のLED照明への更新（設備更新）
- 空調…室外機・室内機フィルタの定期的な清掃（運用改善）
高効率空調への更新（設備更新）
- ボイラ…燃焼時の空気比・排ガス温度の適正化（運用改善）

■ 支援内容

- **無料省エネ診断**（年間10件程度）
・大阪府立環境農林水産総合研究所が無料で診断。
・おおさかスマートエネルギーセンターが手続きをサポート

★詳しくはこちら➡



国（経済産業省）による支援

○ウォークスルー診断（診断期間：1日）

設備の使用や普段の使い方を確認の上、事業所・工場を歩いてまわり診断。

- ① 工場・事業所全体 **国の補助で自己負担：15,290～48,840円（事業所規模による）**
- ② 特定設備 **国の補助で自己負担：5,720～11,440円（1設備あたり5,200円）**

○IT診断（診断期間：1週間～数か月）

デジタル計測機器で取得したデータを活用し、きめ細やかな改善提案を実施。

国の補助で自己負担:上限220,000円

★詳しくはこちら➡ <https://shoeshindan.jp/>

(参考) 中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業補助金

1 目的

災害等による停電時に電源確保が強く求められる事業者に対し、ZEV（ゼロエミッション車）の機能を効果的に活かすモデル事例として導入支援を行い、その事例を広く周知することにより、中小事業者等のZEV導入を促進

2 事業概要

大阪府気候変動対策の推進に関する条例の届出対象外（自動車※¹30台未滿等）の事業者のうち、災害等による停電時に電源確保が強く求められる病院・介護施設・学校等の事業者に対して、ZEV等の導入費用の一部を補助

※1 府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く）

○補助対象設備※²及び補助額

- ① ZEV：10万円（5台/者まで）
- ② 外部給電器：5万円/台（1台/者まで）
- ③ 急速充電設備：10万円/台（1台/者まで）

※2 国の補助制度において対象としている設備であり、
②及び③については①を導入する場合に限る

○補助要件

- ・ZEV から電力を供給できること
- ・条例の任意届出制度に基づく対策計画書の提出
- ・周知ステッカーの貼付

など

3 お問い合わせ先

大阪府 脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループ
電話番号：06-6210-9586
メール：datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp



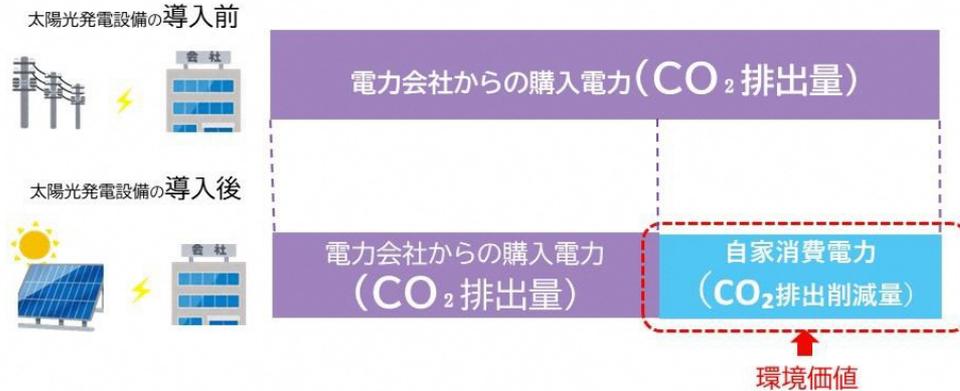
ZEV導入費に対する補助イメージ



災害等による停電時におけるZEVの活用イメージ

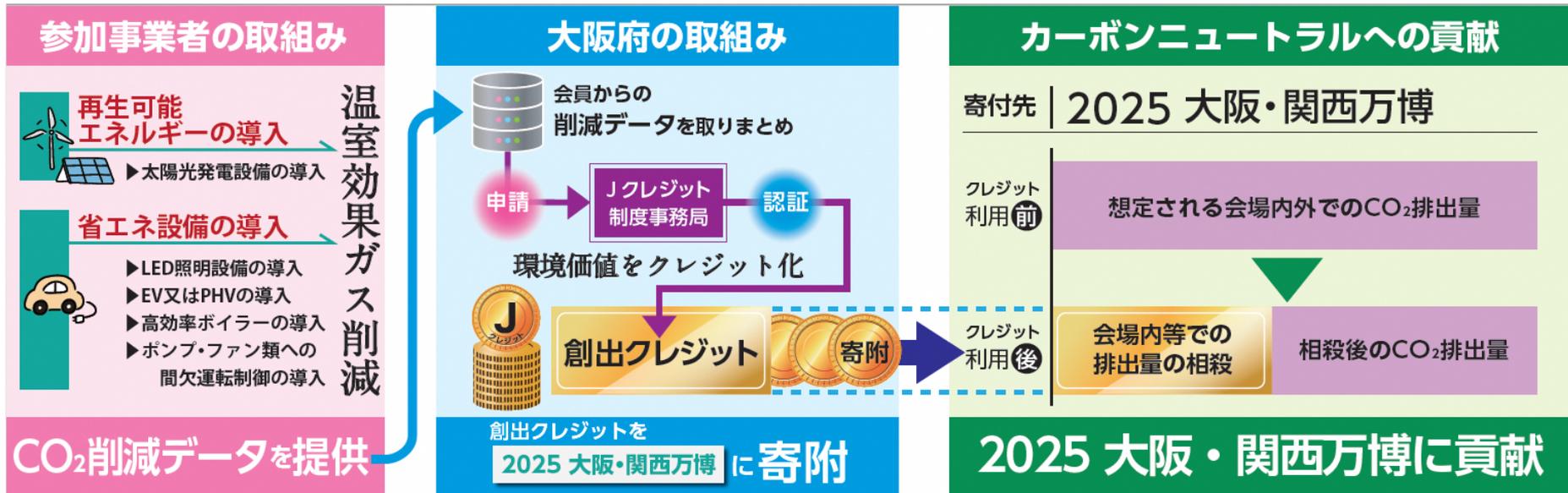
(参考) もずやんEXPOグリーン募金箱①

○J-クレジット制度とは



- 再エネ・省エネの取組みによる**CO₂排出削減量(環境価値)**を金銭価値をもち取引可能な**クレジット**として国が認証する制度
- 認証後は、企業間で取引ができ、実際のCO₂排出量と相殺(オフセット)できる。

○事業スキーム図



(参考) もずやんEXPOグリーン募金箱②

参加いただくと

① 万博への貢献 をPRできる

府のHPで参加事業者名等を公表するほか、自社のHP等でも参加実績等を掲載していただき、万博のカーボンニュートラルの実現への貢献をPRしていただけます。また、万博のHPでも本事業が万博と連携して実施していることをご紹介いただける予定です。

② 感謝状を贈呈

CO₂排出削減量を提供いただき、一定量のクレジットが創出された場合、府から感謝状を贈呈します。10 t -CO₂以上で感謝状を郵送し、150 t -CO₂以上で感謝状贈呈式にて感謝状を贈呈します。(3,000 t -CO₂以上で知事から直接感謝状の授与)

対象になる取組みはこの5つ

- (1) 太陽光発電設備の導入
- (2) LED照明設備の導入
- (3) EV又はPHVの導入
- (4) ポンプ・ファン類への
間欠運転制御等
- (5) 高効率ボイラーの導入

参加事業者のみなさまには

これらの取組みによる
CO₂削減量を計算するために

- ・導入前後設備の詳細がわかるもの (カタログなど)
- ・燃料の使用量がわかるもの (電力計等の計測記録など)

など書類のご準備をお願いすることになります。

詳しくはこちら...



おおさかスマートエネルギーセンター

省エネ・再エネに関するご相談・お問合せは

おおさかスマートエネルギーセンター まで

(大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内)



検索

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/index.html>

【お問合せ先】

電話 06-6210-9254 (直通) FAX 06-6210-9259

E-mail eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

